

令和7年3月14日 契約にかかる不正行為等再発防止特別委員会（未定稿）

○小野委員長 次に、日程1の陳情審査、（1）継続審査に入ります。初めに、送付6-6……

○岩田委員 委員長。

○小野委員長 陳情審査です。陳情審査ですよ。

次に、日程1、陳情審査、まずは、①送付6-6、工事契約に関する議員の関与について真相解明を求める陳情書、②送付6-7、不祥事に関する迅速な状況把握と再発防止に関する説明、区民をはじめ多様な人が話し合っ決めてまちづくりの実現を求める陳情、③送付6-12、泥沼にはまった千代田区を助けるための調査をお願いする陳情。こちらの3件の陳情について一括で取扱いを確認させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 はい。それでは、委員の皆様からご意見を頂きたいと思います。挙手をお願いいたします。（「全部一緒」と呼ぶ者あり）今3件ですね。全部で今日4件、日程ご覧いただくと4件あるんですけども、④はまた別でやらせていただくので、まずは3本を皆様に、今、陳情審査継続でお願いをいたしました。ご意見ありましたらぜひお願いいたします。

○岩田委員 送付6-6、工事契約に関する議員の関与について真相解明を求める陳情書、これ、議員の関与について真相解明を求めるのであれば、私が委員長、副委員長、議長に出した資料を出させていただきたい、そのように思っています。それでないと、やっぱりこういうことは分からないんじゃないですかね。その資料というのは、非常に赤裸々に、議員がどれくらい関与していたかということをお話しております。もし必要とあらば、ここでまず一旦議員だけに配付をして、それをここで正式なものとして取り扱うかどうか、それを皆さんに確認させていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○小野委員長 はい。

今、岩田委員からご指摘のあった資料なんですけれども、いわゆる当該事件に係る刑事確定記録の閲覧をされたそのメモの話でよろしいですか。

○岩田委員 はい。

○小野委員長 はい。

今そういうご意見があったんですけども、私が委員長として、先日皆様とも一旦ちょっと話をさせていただきました。本委員会の総意というところで、そうですね、本委員会の総意というところで、一旦は委員会としても刑事確定記録というのは、当然、閲覧申請を今提出しているところです。まだ届いていないんですけど、ちょっとこれについてはほかの日程のところでお話をさせていただきます。そんな中、その結果を待っている状況なんですけれども、そんな中、本委員会所属の、今、岩田委員からあったお話なんですけれども、正副委員長宛てに当該資料の委員配付のお願いがございました。

で、この依頼なんですけれども、所属委員からの依頼というところで、当然、委員会内の打診として正副委員長でしっかりと一旦はお受けをしたんですけども、議長宛てにも追加で来ましたので議長にも一応情報共有はしています。ただ、これ中身を私拝見しましたけれども、これまで委員会で論点を整理してきた視点を持って閲覧をされているのかとか、また閲覧した内容が正確に資料化されたものなのかとか、もっと言うと委員に配付す

令和7年3月14日 契約にかかる不正行為等再発防止特別委員会（未定稿）

ることを前提に閲覧許可を頂いているものなのかという確認が取れていない資料です。加えて、お預かりを一旦している資料なんですけれども、事件関係者のプライバシーですとか、また、その事件にはある意味関係のない方もお名前が出ていたり、特性が出ていたりというところもありましたので、委員長としては皆様に配付を現時点でする必要はないものというふうに判断をいたしました。岩田委員にはその旨お伝えしておりますのでご了承いただきたいと思いますが、今この場でほかの委員の皆様にもというところで問いかけがありました。委員長としてはそういう考えなんですけれども、何かこれについてご意見がありましたら挙手の上でお願いいたします。

○白川委員 裁判資料は閲覧許可であったわけですね。資料の取り寄せって、先ほどおっしゃったけど、ご覧になっただけですね。

○岩田委員 書くことも許されています。

○白川委員 はい。それで、閲覧というのがなぜ閲覧という形になったかということ、プライバシーに配慮しているわけです。つまりもう刑は確定している。そこで関与があったなかったみたいな話というのをプライバシーを出して公にするというのは、それは要するに不起訴になった方に対する不利なことをここでやるということですから、それを資料化するというのはかなり違法性すらある可能性もないではないんですね。この委員会というのは高い倫理性を求められていますので、そういったプライバシーに配慮すべき資料について配付する、しないみたいな話をするというのは、私は配付する必要がないのではなくて、配付すべきでないというふうに考えます。

○小野委員長 はい。ありがとうございます。

岩田委員。ごめんなさい。はやお委員、失礼しました。

○はやお委員 どうぞ。

○小野委員長 岩田委員。

○岩田委員 すみません。プライバシーのことにしてもそれを配慮しなければならないというのであれば、私が閲覧するときに東京地検からそこが黒塗りになるか、何かそういう処理がされているはずであります。私が写したところは当該黒塗りにはなっておりませんでした。また、今回のこの件はプライバシーの問題ではなく、組織ぐるみの犯行だったのかどうかというところに問題点があると思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

○小野委員長 刑事確定訴訟記録法というところには、当然委員会からも申請をしております。閲覧請求書というのを委員限りで皆様に共有をしています。ここをご覧いただきますと、理由書というものもつけております。この辺りのところをご覧いただくと分かるんですけれども、私どもも何のためにこれをそもそも閲覧の申請を出しているかということ、これを地検に行って申請をしているわけです。委員会として、それを総意をもって、当初、はやお委員からの申出で、で、皆様に総意で委員会として申請をしますという許可を得てやっていることなんです。岩田委員のものは個人的に閲覧の申請をされたものであり、そして一つ、やはり懸念点は、閲覧者の義務という第6条に関するところですね。この刑事確定訴訟記録法のやはり第6条というところに抵触する可能性が否めないということもありますので、これをもって私は委員長として、これを閲覧を、皆様にあえて配るということは判断としてはできませんということをお申し上げしているわけです。

令和7年3月14日 契約にかかる不正行為等再発防止特別委員会（未定稿）

○岩田委員 その刑事確定訴訟記録法第6条のどの部分に違反しているのか、そこをはっきり言っていただかないと皆さん分かりません。委員長だけ資料を持って違反しているといっても、みんなそれだけ聞いたら本当に違反しているのかなと思っちゃいます。ちゃんとそこを読んで明らかにしてください。

○小野委員長 はい。

では、第6条、こちらで読み上げます。閲覧者の義務。第6条、保管記録又は最新保存記録を閲覧した者は、閲覧により知り得た事項をみだりに用いて公の秩序もしくは善良の風俗を害し、犯人の改善及び更生を妨げ、又は関係人の名誉、もしくは生活の平穩を害する行為をしてはならないということで、内容を、私、拝見すると、申し上げたとおり、事件とは関係のない方の名前もフルネームで入っていたりとか、その方の特性なんかも入っていたりとか、（「関係ないよ、何言ってるの」と呼ぶ者あり）というところもありますし、そもそもどういう閲覧の請求をされているのか、閲覧の理由を書いているのかということをお聞き上げません。委員会としてこういう理由で申請をしているということは当然全員が確認をしているんですけど、岩田委員がどのような申請の仕方をしていて、理由書を添えられているのか、そこが分からず委員会の委員限りとはいえ配付するところはいかなるものかなというふうに考えております。

先に岩田委員、手が挙がっていました。どうぞ。

○岩田委員 今の6条のところですけども、不当に公の秩序もしくは善良の風俗を害さない。どこが不当に公の秩序もしくは善良の風俗を害しているのか。誰が判断するのかと。それを委員長が判断するというのはおかしいですよ。これは司法が判断するべきですよ。そもそもそれにこの供述調書の中に入っている、そこで名前の出ている人間というのは少なからず関与しているわけです。それじゃなかったらそこには名前は出てこないです。じゃあ書類送検も何もされていないって、なぜかって、それは時効だからであります。時効であることとその犯罪に関与していないということは全く別物であります。なのでお願いいたします。

○小野委員長 白川委員。

○白川委員 はやお委員が裁判資料を求めた。ここで求めて、それを閲覧する、我々が資料化するというのは問題ないですよ。ただ、今回は岩田委員が個人的に取り寄せた資料、しかも一部の裁判記録、で、しかも閲覧ですから、何よりもやっぱり解釈なんですよ。それを資料化してここで正式な文章として配るとするのは、やはり私は倫理的におかしいと思います。我々は、先ほど言ったように、高い倫理感を持ってこの仕事をやらなければいけない、話し合わなければいけない場ですから、そういった行為って、やっぱり慎むべきだと思います。

○小野委員長 はやお委員。

○はやお委員 私は、確かにこの刑事確定記録をもって判決例の量刑の理由のところをきちっと確定すべきだということではありました。何かと聞いたら、もしその内容が正しいのか正しくないかという議論はここではできないと思っています、中身を見ているわけではないし。今、みだりに風俗、名誉に毀損するようなこととあって、その資料も見えていないで私は判断できない。だから見せていただいて判断するというのが、これは委員として与えられた平等の権利ですから、その中で判断させていただきたい。

令和7年3月14日 契約にかかる不正行為等再発防止特別委員会（未定稿）

それと、一番言いたいことが、本会議で岩田議員は冒頭のところで、議会に閲覧の報告並びにそれを基に質問をしますと言っちゃっているんです。つまり何を意味するかというと、本来、議会では委員長報告しか認められていないんですよ、慣例的には。それを報告をさせていただきますという話も質問の中で入れられてしまっているんで、そのところで誰も、議長並びに24人の全部反対もせずこのまま行ったということについては、一応その中身について報告を受けているという形に形式的にはなってしまうんですよ。そうなったら、まずはここで委員としての確認を、その中身を見るということで判断をするのが僕は普通な話だし、あと今言ったように、このみだりに風俗にという、乱れているのか、そこかどうか。でも今岩田委員がおっしゃったように、組織犯罪になるのかならないのかといったときに、その判断をするのは我々なんですよ。委員長が議事整理でそういうふうにされたということであれば明確にもう一度言っていただいで、私は委員限りでも見させていただけなければこの判断はできない。お答えください。

○小野委員長 白川委員。

○白川委員 事務局にご質問いたします。今回の岩田議員の一般質問ですが、事前に原稿あるいは質問状というのが行ったかと思うんですが、その内容に沿ったものが質問されたでしょうか。

○はやお委員 そんな水面下の話、していいの。そんな……

○小林副委員長 やめたほうがいいよ。

○はやお委員 やばいと思う。（発言する者多数あり）やばいよ。

○小林副委員長 駄目だよ、そんなの。

○小野委員長 まあ、一般質問……。

ちょっと一旦、これ、ちょっと休憩させてもらっていいですか。

午前11時08分休憩

午前11時11分再開

○小野委員長 委員会を再開いたします。

白川委員。

○白川委員 はやお委員のご質問に関連して、岩田議員の一般質問に関して、事前通告のあったものと沿った質問であったかどうかをご確認いただけますでしょうか。

○石綿区議会事務局長 今ご指摘の令和7年第1回定例会一般質問における岩田議員が事前にお出しいただいている発言通告書の内容でございますが、こちらの通告に沿って議長の許可を得てご質問されているという状況であります。これについて内容が、我々が事務局側が、今のご質問にあるところで適しているかどうかというご判断をするべき立場ではないかなと思いますので、発言の事項と要旨を読み上げをさせていただきます。

○小野委員長 はい。お願いします。

○石綿区議会事務局長 事項に関しては、千代田区の官製談合防止法違反事件について問うという事項でございまして、発言要旨に関しては、区長は本件について今でも議員のパワハラが原因であると思っているのか。内部調査だけの報告書をもって本件は全て終結し、組織としてうみを出し切れたと思っているのか。本件について公職選挙法におけるデメリットはどのようなものがあるのかなど、官製談合防止法違反事件に関することについて区長に問うという通告を頂いてございます。

令和7年3月14日 契約にかかる不正行為等再発防止特別委員会（未定稿）

○小野委員長 はい。（発言する者あり）

ほかに何かございますでしょうか。

ちょっと申し上げておきたいんですけども、はやお委員と一緒に地検に行っていました。これ、時間がかかっているんですけども、この地検に、今、申請中の刑事訴訟確定記録、これについては私どもの手元に届かないと、当然この委員会自体も閉めるということはできませんので、それについては私たちは待つということで、そのように委員長としては考えております。後ほどこれについては、局長からまた進捗を含めて報告をしてもらうんですけども、委員会としてしっかりと皆様の総意の下で申請をしている。しかも理由書も全員が分かっている中での閲覧のこの記録と、それから岩田委員が個人的に申請をしたもの、その申請の中身もよく存じません。理由書も拝見しておりません。そんな中でそれを皆様委員に展開をしていくというところは、やはり委員長としては非常に難しい判断、それはちょっと厳しいかなというふうに思っております。それを聞いてもなおまたご意見があるんでしたら、ぜひこの場で手を挙げてお願いします。

○はやお委員 あのね、私が刑事確定記録を取るべきだと言いました。で、その前にもう既に結局は出されいたということだったんです。それで私はいいか悪いとかというつもりはないんです。逆に言うと、理由書が岩田委員のほうは通って、我々のほうが何ですぐに来ないのか。いまだに閲覧のあれが来ないわけですよ。というのが何なのかということをお調べするのが、申し訳ない、委員長が事務局に確認をして、その理由を確認するというのが本来の委員長の役割じゃないんですか。（発言する者あり）という話をしていかないと、結局は、来ないから、来ないからじゃないんですよ。何で来ないんだと。来ているところがあるじゃないかという話があるわけですよ。そこを、総意をこの委員会までに整理していくのが、悪いけど小野委員長のやる役割だと思いますよ。だから、だから、こうやって混乱しちゃうんですよ、話が。だからもしあれだったら岩田委員がその理由書を明示して、こういうふうに書いたらいいんだというんだしたら、それで書き直したっていいわけですよ。逆に言ったらね、何で通って僕らのほうが通らないのか。今、来ないというのは、不思議でならないんですよ。だから、そこを逆に言うと明確にさせていただかないといけないし、これは早く行ったとか何かの問題じゃないんですよ。何で検察はそのところに相違があるのかということをおきちっと明確にしてくださいというのが議会の役割なんですよ、委員会の役割なんですよ。そここのところをお答えいただきたい。

○小野委員長 まず、今、はやお委員からありました。まず、時期について。これは岩田委員はいつ申請されたのかというのは存じ上げていますけれども、10月31日ですよ。私どもの委員会では12月の18日に申請をしております。先ほどから申し上げていますが、理由書の中にその範囲というのが大方入っていると思うんです。岩田委員がどのような理由書を出されているのかというのは私は存じ上げません。私どもが理解をしているのは、委員会として、特にこの理由書については、はやお委員のご協力がなければ理由書そのものがまとまらないので、はやお委員の意向に100%沿った理由書というものを提出しております。（発言する者あり）はい。いや、これ、11月27日の議事録をご覧いただければよく分かると思うんですけども、それを、この確定記録を必要とされているのは、はやお委員がここを確認したいんだということを明確にこの場で言ってくださいましたので、ではそこを確認するために、皆様の中で確定記録、そもそも必要なのかと

令和7年3月14日 契約にかかる不正行為等再発防止特別委員会（未定稿）

いうご意見もあったんですけども、でも、そこはじゃあ確認をしましょうよということで申請に至ったという経緯が11月27日にあったと思います。

はやお委員。

○はやお委員 えーとね、はやお委員、はやお委員、いや、非常に宣伝していただいてありがたいことなんですけれども、私は確かに刑事確定記録を何で取る必要があるのかといったのは、ここの判決理由のところ、例えばあれですよ、××さんの——あ、ごめん、言っちゃいけないのか。元職員の判決記録のところによる、判決、何だっけあれ、（「供述調書」と呼ぶ者あり）供述調書は供述調書なんだけど、そこに上司から、（「判決の記録」と呼ぶ者あり）判決の記録によると、そこに量刑を決めるところに、明確に、上司からの、何だっけ、正確に言わないといけないな。読みますよ。3ページに、裁判例というところでネットに載っていますけれども、量刑の理由というところで、中段ぐらいに、被告人は上司からの指示・命令や共犯者である区議からの依頼があって断りづらい状況にあったとはいえ、でも有罪になったということなんです。だからここのことが、結局は上司からの指示・命令があったって明言しているじゃないかと。だけど、主文だとかそっちのほうに書いていないから関係ないんだというのが今回の公文書である行政がつくった最終報告書とのそごがあるだろうといったときに、ある弁護士に確認をしたら、これは確定記録というのは何びとでも取れますよ。

だからそれを取るべきだという話をして確認をしたんです。そしたら、きっとその話を聞いて、岩田委員は何びとも取れるんだったら私がやるってやったんでしょ。それがいけないとかいいとか言うつもりはないんです。私はでも確かに委員会で集約をしてやった。私が言ったからと、私は文面を考えましたよ。けども、最終的には委員長の名の下に整理しているんですから……

○小野委員長 そう。

○はやお委員 はやお、はやおと言われると……

○小野委員長 あ、いやいや。

○はやお委員 ありがたいようなありがたくないような、（発言する者あり）それは、委員会として、集約として検察庁に持っていったことですから、その辺のところを間違えちゃいけないんですよ。

○小野委員長 いやいや、間違えていないではなくて、11月27日の議事録をご覧いただければ分かる。

○はやお委員 いやいや、その言い方、言い方。委員会としてまとめて出したんだと。

○小野委員長 そう、そう。なので、その経緯も……

○はやお委員 そのところだけは訂正してくださいということなの。

○小野委員長 その経緯も、先ほど申し上げました。で、皆様の中にも確定記録については取る必要がないというご意見もあったんですけども、どうしてもここの点確認したいというところがあったので、総意の下で出しているんだということは3回ほどもう言っていると申すんですけども、ですので、ぜひそこはその刑事確定記録については、後ほど事務局からご説明を頂きます、進捗についてもですね。それを一旦まずは皆様で聞いて、それを待つということをお願いをしたいと申し上げます。

白川委員。

令和 7年 3月14日 契約にかかる不正行為等再発防止特別委員会（未定稿）

○白川委員 前々から言っているように、そうやって、もう、関連があるとかないとかという話をするのであれば、もう100条委員会でやるべきなんです。

○小林副委員長 やろうじゃないの。（発言する者あり）

○白川委員 うん。ここで、無理じゃないですか、だって。

○小林副委員長 やろう。100条でやろう。（発言する者あり）

○白川委員 ここで、要するに裁判記録、見れるものを全て、見れるもの全部を見て判断するということをやらないと、部分だけ見て、ほら、関連があった、関連しているじゃないかという話をしたら、それは裁判が既にある公になったものがあるものがあって確定しているものがあるものに反する話ですから、ちゃんと100条委員会でなければそれは調べちゃいけないものだと私は思いますので、（「そんなことはないよ」と呼ぶ者あり）倫理的に考えれば100条委員会に持ち込むべき、そういう話をしたければ100条委員会に持ち込むべきです。（発言する者あり）

○小野委員長 はい。ご意見ありがとうございます。

えごし委員。

○えごし委員 この資料についてということで、先ほど委員長も言われていますけれども、前の委員会として全員一致で資料要求するということが決まっています。私としてはそれを待つべきだとは思っています。もちろん岩田さんの資料がどこからどこまでを閲覧したもののなにかというの、それもちょっと分からないですし、委員会として要求している部分と全く同じ部分を閲覧してきたのかというの、そこもまだ分かっていない状況もあると思います。しっかりと委員会として正式に確認をしてきて取ってきたものをみんなでしっかりと確認をする。もちろん委員会として要求していただいて来たものも、実際使えるかどうかというところもまた議論はあるとは思いますが、そこも必要だとは思いますが、そういう意味でもしっかりと正式なルートで今やっていますので、それを待つべきかなというふうに私としては思います。

○小野委員長 はい。ありがとうございます。

牛尾委員。

○牛尾委員 私も、どういう資料かというのは確認してみたいとは思っています。ただ、委員会で先ほどえごし委員が言いましたけど、委員会でも求めておられますので、この結論を待ったほうがいいのかというふうには思っています。

事務局に、これまでの議会とか本会議でもいいんですけども、個人がいろいろ写してきたものが公式な資料として提出されたという事例はこれまであるのかどうか分かりますか。

○石綿区議会事務局長 正確に全て、歴史があるお話なので、全てを確認を取って見なければ分からない点はあると思いますが、あくまでも現状我々携わっている記憶の中ではあまり見受けられないケースだろうというふうには思っています。

○牛尾委員 その上で、岩田さんがどうしてもみんなに見てもらいたいというのであれば、もう非公式で皆さんに情報提供ということでお配りすればいかがかなとは思っています。

○はやお委員 同意を得ているんでしょう。

○岩田委員 そうです。

○はやお委員 だから委員限りということで、判断できないもの。

令和7年3月14日 契約にかかる不正行為等再発防止特別委員会（未定稿）

○小野委員長 牛尾委員。

○牛尾委員 委員会の公式文書というわけではなく、もう議事録に乗らない形で情報提供ということでやればいかがですかというふうに思います。

○小野委員長 岩田委員。

○岩田委員 委員長にも、前、何で委員会のほうで出しているのに個人でそういう申請を出すのかというのはさんざん言われましたけども、そもそも言っちゃ悪いですけど、僕、区を信用していないんですよ。なので、区が出してきたものが、これですと言われても、いや、我々が、我々って、私が必要としているのはそこじゃないよというような話もあるかもしれない。で、さらにその理由書の話も、委員長からありましたけども、理由書に反しているんだったら責任を取るのは自分ですので、例えばこういう理由で申請したにもかかわらず全然違うじゃないかと、処分されるのは自分ですから。またそこに事実とそこがあるんであれば、それも責任を取るのは自分でありますから、そういう覚悟でやっておりますので、そしてこの当委員会の設置理由にもあります、迅速かつ確実に調査に取り組むのであれば、遅かれ早かれ出る資料であるので早めに出ささせていただきたいと、そのように思っております。

○小野委員長 えごし委員。

○えごし委員 すみません。ちょっと私の先ほどの発言に追記してはすけれども、もちろん岩田さんの資料を私は必要ないというふうには思っておりません、私は。今、委員会としてしっかりと全員一致で求めている資料、それがしたときと同時に岩田さんの資料も一緒に、もし皆さんでこの委員会で使うということになるのであれば、そのタイミングで一緒に使えばいいんじゃないかなというふうにも、提供すればいいんじゃないかなというふうにも思っております。

○小野委員長 はい。ほか、いかがですか。

ちょっと私も申し上げますけれども、岩田委員がご自分で確定記録を取りに行かれる。これはもう全くもって自由ですので、いいんです。ただ、それを、委員限りとはいえ、委員皆様に展開をするというところについては、委員長としては私は責任が取れませんと。幾つかのこともお話をさせていただきました。実際に理由書もそうですし、それから、そもそももう大前提として、やはり私たち委員会としてしっかりと確定記録を今申請しているという中で、これが例えば全く閲覧が実はできませんとかいうことに至っているわけでもないし、それから先ほど区を信用していないというふうにおっしゃいましたけれども、委員会として、私も、そしてそこに同席をさせていただいている——ちょっと何度も名前を出して申し訳なかったんですけど——委員も一緒に行った上で閲覧をするということになっていますので、別に区の職員だけに行ってもらって閲覧をするということではないんですね。ですから、必ず私も、そしてそれを提案をした委員も一緒に行くということで、ある程度の時間はかかると思うんですけども、それを写してくるという、そういう話になっています。ですので、区がやるということではないので、念のためここで誤解を解いておきたいと思います。

はやお委員。

○はやお委員 それで、委員会ではもうそうだとということであれば、個別に頂くということとはできないんですか。というのは何かといたら、もうここで、委員会でき取りして

令和7年3月14日 契約にかかる不正行為等再発防止特別委員会（未定稿）

います。それで、実を言うと、元幹部職員が相談をしたのは誰かといったら、はやお恭一だというふうに答弁いただいていますから、そういう意味で、私は——いや、僕は聞いたからね、聞いたらそうだと答えていただいたんですよ。間違いないよね。だからそういうことであれば、私は今までその元幹部職員から聞いている内容と、結局は岩田委員が閲覧してきた内容と合致しているんですよ。だからどこまで合致しているかという、概略じゃなくて本当に詳細なところまで確認したいわけです。それは何がなってくるかといったら、重大なことですよ。組織犯罪になっているのか。それで2020年前はそのことが行われなかったと断定的なことを言っているわけですよ。そうしたら全然違う再発防止対策を行政は取らなくちゃいけないわけなんですよ。ということになると、となると、待ってられないんですよ。だからそうなったときに、何を一番言うかといったら、こちらのほうとしても、議会のほうとしても、何で早く出してくれないんだというぐらい言うのが私は普通だと思いますよ。早く、だって、これのところは結論を出して、そして早く、何ですかね、正しい方向に行く。

これは、私が何でこんなふうに言っているのかといったら、元幹部から相談されたから言っているわけじゃないんです。どれだけ彼が苦しんで私に相談してきたかということなんです。本来であれば、こういうことになるのは分かった上で言っているわけですよ。で、再び職員の方々がこういうことがあってはならないと私は思っているんです。明るくやってもらいたいんですよ、職員たちが、仕事を。そのために我々議会が命かけてこのことについて真相を究明しなかったら、誰がやるんですか。だし、逆に、内部告発も、結局は嫌がったのはどこにあるかといったら、議会にも頼れなくて、事もあろうに私は、議員でもない人間に相談されたということについて、僕は問題意識を持ってもらいたいぐらいですよ、はっきり言って。だから私は戻ってきて、何が何でもこのところにはしっかりやらなくちゃいけないという思いですよ。だから何度も何度も言っているんです。だから岩田委員もそういう思いでやってきたでしょう。だけど、もし、その個別に確認するのが駄目だというんだったら隠蔽しているということになっちゃうんですよ、委員会が。（発言する者あり）

○小野委員長 あ、この場で申し上げているのは、この委員長判断で委員会の委員に対して全員に展開をするというのについて言っているだけです。

○はやお委員 個別ならいいんですね。

○小野委員長 個別とかその辺のところは、私が言及できることではありません。この委員会という仕切りの中での話をしていますので、そこは一つ申し添えたいと思います。

はやお委員。

○はやお委員 あくまでも議事整理権というのはみんなの総意なんですよ、確認を取らなくちゃいけないんですよ。それで、こうかと。いや、一応いいですよ、委員長として委員会整理としてそういうふうにしたんだ、いかがですかと確認しなくちゃいけないんですよ。

○小野委員長 うん。まずのご意見を伺っています。最終的には伺います。

○はやお委員 だからそういうことからしたときに、こうですからできませんということはないということで、個別には委員として受け取るということはいいいということよろしいんですか。

令和7年3月14日 契約にかかる不正行為等再発防止特別委員会（未定稿）

○小野委員長 ですから、個別というのは、ここ、そこはもう、それぞれの議員の活動の自由ですので、私が制限するところではありません。ただ、先ほどより申し上げておりますのは、この委員会として委員限りのものというのは、このサイドブックに当然載せていますよね、閲覧の私どもの申入書も。これも理由書も含めて、今、はやお委員が何度か言うてくださったことがしっかりと明記をされているわけです。ですので、ここは理解をしていますので、これがまだどうなっているか分からないという中で、委員会として委員全員に、受け取った後で、いや、こんなの受け取るべきじゃなかったよと私も言われても正直困ります。個々の活動については何ら制限されるものではありませんので、あくまで委員会の中でということでご理解を頂ければと思います。ですので、お気持ちはすごい分かるんです。おっしゃっていることもすごい分かります。なんですけれども、委員会としてこれまでにやってきているというところがありますので……

○はやお委員 一遍聞いてみればいいじゃない。

○小野委員長 そのことを申し上げている。（発言する者あり）なので、であれば、一人ずつご意見をということと言いたい方がいらっしゃれば、ねえ、それを強制するのもなんですから。

大坂委員。

○大坂委員 委員長のおっしゃるとおりでいいと思っています。私も資料を見ていないので、ここでそれがどう適切なのか不適切なのかという判断も全くできない状態ではあるので分からないですけれども、その上で様々な意見があって、最終的に委員長の出した決断というものを尊重したいと思っています。その上で、水面下といいますか、議員個人の活動で岩田委員からどんな文書を預かろうと、それは個人の自由だし、個人で責任を持てばいいということだと思っています。

○小野委員長 はい。ありがとうございます。

ほかにご意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 はい。では、今あったように、そういう取扱いにさせていただきたいと思えますけど、何かご意見ありますか。（発言する者あり）はい。

ちょっと一旦休憩させていただきます。

午前11時33分休憩

午前11時37分再開

○小野委員長 委員会を再開いたします。

それでは、もろもろご意見はあったんですけども、この委員会の中での委員限りでも展開をするということは一旦は控えたいと思っておりますけど、そこはよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 はい。白川委員。

○白川委員 ちょっと確認なんですけど、そのときに、私は見るつもりはありません。明らかに倫理的におかしいので。ですから、見たい人が見るというだけにとどめてください。

○小野委員長 はい。そうですね。（発言する者あり）先ほど申し上げたのとちょっと一旦繰り返しになりますけれども、個々の議員の活動として自分の責任の下でやられるとい

令和7年3月14日 契約にかかる不正行為等再発防止特別委員会（未定稿）

うことは制限するものではありません。あくまで委員会としてということ为先ほど来お話をしています。それぞれの中で、ほかにもいろんな法律がありますので、その辺りをご確認いただくとか、それは個々でご対応いただくということをお願いをしてもよろしいでしょうか。よろしいですかね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 はい。ありがとうございます。

それでは、今、陳情審査というところからこの話になっていきましたので、先ほど申し上げた陳情3件についての一括の取扱い、引き続きご意見がありましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○大坂委員 一つ目の工事契約に関する議員の関与について真相解明を求める陳情書についてなんですけれども、これはもう、1年以上前に出された陳情になっていまして……

○小野委員長 そうですね。

○大坂委員 その当時は、恐らく議員と職員が逮捕されて、真相が全く分からない状態でこの陳情書が出されたと推察はするんですけれども、そうした中で、昨年7月には裁判自体は結審をして刑も確定したと。ある程度そこで一つの真相というのは明らかになってはいます。今こちらの委員会でちょっとそこがあるというところは差し置いて、事件そのものの真相については解明されたのかなと思っていますし、特にここで書かれている議員の関与についても、これ、この1年間様々な議論を見ても、これ以上議員の関与があるというような議論は全くありませんので、この陳情に関しては一旦ここで閉じてしまってもいいのかなというふうに、お返ししてしまってもいいのかなというふうに考えています。

○小野委員長 はい。ありがとうございます。

今、送付6-6についてご意見がございましたけれども、こちらについては皆様いかがでしょうか。取扱いについてなんですけれども。

岩田委員。

○岩田委員 結審して真相が明らかになったとはいえ、それで報告書が出ているんですけど、その報告書がいいかげんなものなので、これは本当に我々が知っている真相なのかどうかというところは非常に疑問があると思います。先ほどはやお委員がおっしゃっていた判決文の量刑の理由のところ、被告人は上司からの指示・命令や共犯者である区議からの依頼があって、これ、私、本会議場でも言いましたけれども、上司からの指示・命令、そして共犯者である区議からの依頼ですよ。パワハラがあったとするんだったら上司からの命令ってここに当てはまるじゃないですか。にもかかわらず、議員からのパワハラであると結論づけること自体がおかしい。そのように思っておりますが、それはどう考えていますか。

○小野委員長 大坂委員。

○大坂委員 論点がちょっとずれていまして、私はそのことについて別に議論を止めようという話はしていません。この陳情書というのはあくまでも議員の関与についての真相解明を求める陳情書だったので、この陳情書に関しては、一旦今までの議論をもってお返ししてもいいんじゃないかという提案をしたところなんです。ですので、まだこれから先いろいろ議論はあると思いますけれども、その報告書と裁判の結果とのそこについては、我々もそこについては最終的に確認はこれから必要だというふうには認識していますということ

令和7年3月14日 契約にかかる不正行為等再発防止特別委員会（未定稿）

ろは伝えておきます。

○小野委員長 はい。ありがとうございます。

岩田委員。

○岩田委員 区が出した報告書をもって真相解明と言われちゃ困るので言っただけなので、そこはお願いします。

○小野委員長 はい。

そうしましたら、今の送付6-6というところなんですけれども、これについては、今ご意見があったとおり、議事録を陳情者にお返しするという方法もありますけど、いかがいたしましょうか、取扱いについて。お返しするというのでよろしいですか。

はやお委員。

○はやお委員 結局、確かに題名を見るとそうなんです。でも、ここに関与についての真相をと書いてあるんですね。その真相ということになると、今の判断が、岩田委員の閲覧ということではなくて、我々の閲覧が終わっていない中に真相をここで果たして解せるかということだと思います。僕は継続だと思います。（「そうだ」と呼ぶ者あり）

○小野委員長 まあ、継続でも構わないです。いかがいたしますか。皆、（発言する者あり）皆さんのご意見ですから、ご意見。（発言する者あり）はい。

二つの取り方があるかなと私は思っているんですけれども、議員の関与というところですね。議員の関与というと、もう、議員はたった一人ですから、ね、関与していたのは。

牛尾委員。

○牛尾委員 私もまだ資料が来ていませんで、それを確認するという意味で、継続でもいいんじゃないかとは思っています。

○小野委員長 はい。

ほか、いかがですかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 そうしましたら、まずは、これ、3本一緒に一括でという話になっているんですけれども、まずは、6-6についてはご意見が幾つかあると思うんですけれども、継続ということでもよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 はい。それでは6-7、6-12、こちらについてはいかがいたしましょう。（「これも継続……」と呼ぶ者あり）ね。これ、一括なのでいいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 一括で、じゃあ、これ、継続ということを取扱いさせていただきたいと思えます。それでは、送付6-6、送付6-7、送付6-12の陳情審査を終了いたします。